

『報道ステーション』も便乗した 「警察の暴走捜査」

取材・文／津田哲也

「無念です。しかし、息子は二度と帰っては来んのです……」

長野県のある山村に住む老夫婦は、
悲涙に声を詰まらせた。

子息のAさんが40代半ばの働き盛りにして、無念の死を遂げたのは、03年8月のことだった。

公立病院の職員だったAさんは、死の数ヶ月前、兵庫・長野両県警に自宅と勤務先を家宅捜索されていた。押収されたのはモデルガンなど10丁。逮捕はされなかったが、8月20日、警察はAさんを銃刀法違反の容疑で書類送検する。

「ネットで見ると銃4丁を密輸入、病院職員を書類送検」

翌日の朝刊が事件を報じたその朝、
当直勤務が明けたAさんは、病院の屋上から飛び下りて自殺したのだ。

「合法的に通関手続きを済ませて購入したものだったのに、理解できない」
自殺する間際に書き遺したメモには、
そう記されていたという。

警察に真正拳銃とされた4丁は、Aさんがインターネット・オークションを通じて、「US・MART」(米国オレゴン州)から購入した。無可動銃だった。無可動銃とは、実銃の発射機能を破壊したモデルガンと同様の、摸擬

銃で、15年ほど前から合法輸入され、国内で市販されてきた。

ところが、兵庫県警は、02年の秋ごろから突如、「US・MART」の販売した無可動銃を真正拳銃と見なして、摘発に乗り出したのだ。他の都道府県警察と共同で、全国の顧客から真正拳銃として百数十丁を押収。「US・MART」経営者で在米邦人の和田晃三容疑者(45・記事掲載当時)を、03年6月に指名手配した。

この事件、じつは警察が不当に仕掛けた。押収丁数稼ぎだったのだ。私は、その決定的証拠ともいえる書類を入手した。兵庫県警など三府県警察の科捜研(科学捜査研究所)が作成した「鑑定書」である。以下、「鑑定書」から警察捜査のウソを検証する。

押収された無可動銃は、市販の工作機械では復元できない状態に破壊されていた。

銃身と薬室の下面を削り落として穴をあけたうえに、銃腔を閉塞するために挿入した金属棒は、ピンと溶接で固定。フレーム(機関部体)はグリップの部分を縦方向に切断してあった。

これに科捜研は、徹底的な加工を施したのだ。溶接部を削って金属棒を叩き出し、銃身にあいた大きな穴をパテで埋める。金属棒が抜けないものは、銃身を切断したうえに、ドリルを使って銃腔を貫通させた。なかには、撃鉄に雷管を発火させる力がないため、輪

ゴムで補助して機関部を作動させたものまであった。

鑑定に使用された弾も、口径に合った実弾（適合実包）ではない。花火の火薬を使い、口径と威力を極端に小さくした”科捜研自家製の弾だった。適合実包を使用すれば、無可動銃そのものが吹っ飛ぶことが目に見えているからだ。

こうして科捜研が、高度な設備と技術を駆使して作り上げた”改造拳銃”は、「弾丸を発射する機能を回復し、人畜を殺傷する能力を有する」と鑑定されたのである。

警察庁銃器対策課が発行した『けん銃事犯捜査ハンドブック』には、拳銃の定義の一つとして、「故障のため一時的に機能に障害があっても、通常の手入れや修理を施せば機能を回復できるもの」と書かれている。

それでは、どの程度の加工が「通常の手入れや修理」の範疇に入るのか、警察庁に問い合わせてみた。

「各警察が個々に、判例などに照らして判断するもので、警察庁としての統一した基準はありません」（警察庁広報室）

しかし、各警察の「鑑定書」を見れば、手入れや修理の域を超えていたことは明白である。これは警察による「改造」であって、証拠の”捏造”とさえいえるのではないか。

警察庁が鑑定の基準に掲げる「判例」

について、本件に関連した事件の弁護をする小貫精一郎弁護士は、次のように指摘する。

「この事件以前に、違法な改造を施さない模擬銃や無可動銃が、『けん銃』として処罰された判例は、私の調べた限りでは存在しません」

押収実績を上げるために、警察は「判例」をも無視しているのだ。

「銃口を塞ぐなどの一時的な加工は、密輸のための偽装工作だった。簡単に取り外して復元できる」

そんな警察の発表が、捜査を正当化するための詭弁であったことは、「鑑定書」を見れば疑う余地はない。

摘発を受けた顧客の処分からも、警察の捜査への疑問が浮かぶ。彼らのほとんどが、略式起訴で罰金刑の判決を受けた。顧客の買ったものが、警察の主張する真正拳銃だったとしたら、あまりにも処分が軽すぎる。

「司法統計年鑑」によると、銃刀法違反で起訴された者に対する一審判決の実刑率は7割を超え、3年以上の懲役刑は全体の5割前後となっている。だが、顧客はモデルガンとしての違反に科せられる最高刑（罰金30万円以下）で処罰されているのだ。裁判所が重い刑罰を科すのをためらうほど、「鑑定書」が示す証拠品は、真正拳銃とは程遠かったということなのだろう。

検事が起訴しなかった例もある。それが「U.S.M.A.R.T」の顧客のなかで、

最も大量の商品を購入していた大口客なのだ。その処分は「起訴猶予」。押収されたものが真正拳銃だったのなら、送検されて起訴されないことは、ほとんどない。警察の「鑑定」を信用しなかった検事もいたわけだ。

しかしマスコミは、警察発表を鵜呑みにした誤報をたれ流す。そればかりか、警察の「ウソの上塗り」をしたメディアもあった。

'04年10月11日、『報道ステーション』（テレビ朝日）は、「銃密輸ルートを追え！ 岸谷美穂が見た」銃社会「日本の現実」と題した特集を放送した。この特集のなかで、「国内の1000人に拳銃を密売した男」として、和田容疑者の事件を取り上げたのだ。

彼の販売した商品が、さも拳銃使用犯罪の増加につながっているかのように思わせる内容だった。

前述のとおり、和田容疑者が売ったのは「撃てない無可動銃」である。現に顧客のなかで、違法に改造して発砲した者は誰一人としていない。そして和田容疑者から無可動銃を買った顧客は100人未満。それを10倍の1000人に「水増し」して、『報道ステーション』は報道したのだ。

和田容疑者は無可動銃の材料の「銃器類を所持していた容疑」などで、'03年2月に米国のATF（アルコール・タバコ・火器取締局）に逮捕された。兵庫県警が警察庁を通じ、国際捜査共

助を要請したからだ。

ポートランドのオレゴン地区連邦裁判所で開かれた和田容疑者の裁判に、一本のビデオ・テープが証拠として提出されている。和田容疑者の弁護人のクリストファー・シャッツ弁護士が、「無罪」を証明するために制作したものだ。

この「証拠ビデオ」の内容は、実際に「U.S.M.A.R.T」の無可動銃を製造していたロジャー・ルーク氏が、拳銃を商品と同じ方法で破壊する。それを元警察官のガンスミス（銃加工職人）が復元加工し、銃としての機能を回復できるかどうかを検証したものだ。結果、試射実験で銃は破壊。復元は失敗した。

『報道ステーション』は、「公正な報道をする」という約束で、シャッツ弁護士から「証拠ビデオ」の提供を受けていた。ところが番組では、「裁判に提出されたテープも、銃が復元できることを示している」というナレーションを被せて使ったのだ。

「証拠ビデオ」のなかでルーク氏は、「高度な設備と技術がない者に復元は不可能」と断言している。『報道ステーション』は彼をインタビュしたが、そのコメントも反対の意味にとれるように編集されていた。

「一日もあれば復元できる」と訳されていたのだ。ルーク氏は憤る。

「取材に来た（テレビ朝日の）クルー

には、証拠ビデオと同じことを話しました。何十年もキャリアを積んだ私でも、十分な設備を使って、『最低でも一日かかる』と言ったんです」

報道番組にあるまじき事実の歪曲はまだある。

放送の約1ヶ月前、オレゴン地区連邦裁判所は和田容疑者の商品を「無可動銃」と認定し、「銃器類を所持していた罪」について「無罪」の判決を下していた。この「判決文」をシャッツ弁護士は、「証拠ビデオ」とともにテレビ朝日の取材クルーに渡している。ところが『報道ステーション』は、番組のなかで「無罪判決」に一言も触れなかったのである。

「日米の捜査当局や関係者などへの取材に基づいています」

テレビ朝日の広報担当者は取材に対してこう答えたが、関係者の証言から、恣意的な取材と編集が行われたことが明らかになっているのだ。

警察とマスコミによって、人生を狂わされたのは、自殺したAさんとその遺族だけではない。

和田容疑者の元恋人のB子さん（31・記事掲載当時）も、そのなかの一人だ。神戸拘置所で彼女と面会した。B子さんは一時期、「U.S.M.A.R.T」の仕事を手伝っていたことから、03年7月、兵庫県警に逮捕された。

「担当の刑事さんから、『こんな罪さつさと認めて、執行猶予をもらって、早

く人生をやり直せ』と言われました」

B子さんは容疑を認めていない。

「お父さんと、お母さんが殺されてもエエんかい！」

取調官から暴言を浴びせられても否認を続けてきたB子さんは、これまでに3回の保釈申請を却下され、逮捕から1年4ヶ月を経てもなお拘置所の中にいる。

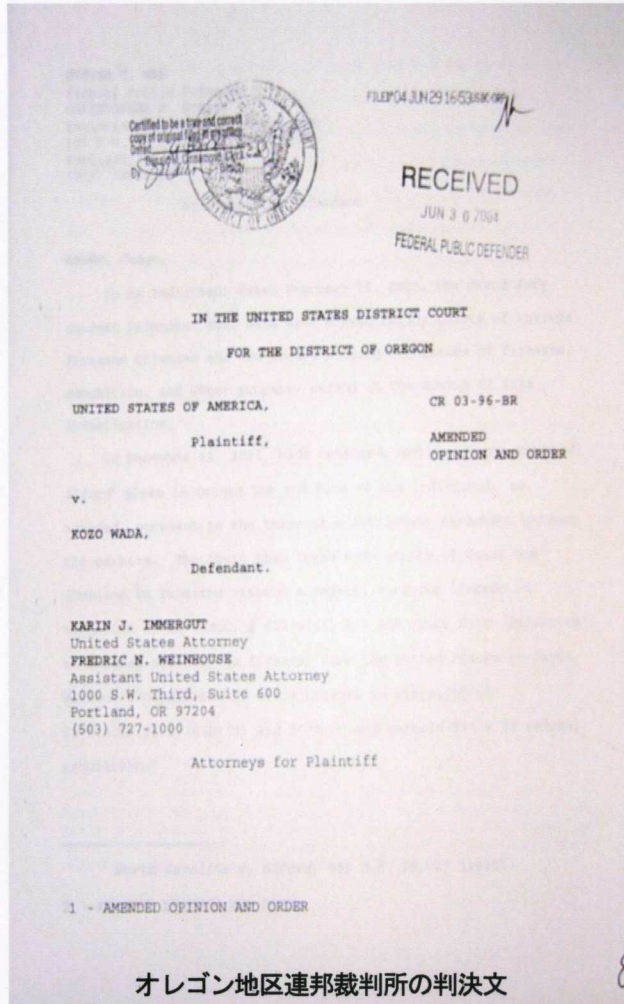
「一生、やつてもいない前科を背負ったまま生きていくことができるとは思えません」と、B子さんは言う。

AさんやB子さんの潔白を裏づける確かな証拠がある。大阪税関大阪外郵出張所がまとめた『和田晃三に係る無可動けん銃通関状況表』がそれだ。

02年の4月から5月にかけて、和田容疑者が米国から送った無可動銃15丁が、大阪税関で止められたことがある。銃身を埋めた金属棒が銃口よりも少し窪んでいたため、模造銃の規定に適合しないという理由だった。

税関から連絡を受けたB子さんは、知人とともに大阪外郵出張所へ出向き、大阪府警関空警察署保安係長（現在は退職）の指導のもと、問題箇所を補修して許可を得た。『和田晃三に係る無可動けん銃通関状況表』は、兵庫県警などが真正拳銃だとして押収しているものは、税関と警察が二重に認可して通関させた合法品だったことを示しているのだ。

犯意のない善良な市民を犯罪者に仕



オレゴン地区連邦裁判所の判決文



神戸拘置所から保釈された直後のB子さん

米国の刑務所に「逃亡罪」で服役していた和田晃三氏は、釈放後に今年1月7日、強制送還されて帰国。羽田空港で、兵庫県警薬物銃器対策課に逮捕された。現在、神戸拘置所に未決勾留中。

Bさんは昨年1月、保釈されたのち、銃刀法違反（けん銃部品の営利目的輸入）などの罪で懲役3年・執行猶予4年、および罰金100万円の有罪判決を受けて上告。無罪を争ったが、昨年11月に最高裁で上告を棄却され、刑が確定した。

立て上げ、自殺者まで出した警察とマスコミの責任は重大である。